

令和7年9月29日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	健康福祉総務課
電話番号	0598-31-1923

1. 発表事項

10月27日（月）から地域に身近な福祉まると相談室で、子育て世帯を対象に「紙おむつ専用ごみ袋」を無料交付します。

2. 概要

【対 象 者】松阪市内在住の子育て世帯（0～3歳の乳幼児が主な対象）

※在宅で常時紙おむつを使用する18歳までの児童も可。

※交付は同一世帯者に限る。

【仕 様】20リットル、まち付き、レジ袋タイプ

（素材）バイオマスポリエチレン27%配合、消臭剤3%配合

（作成枚数）150,000枚

【交付枚数】紙おむつを使用しているお子さんお一人につき、30枚を1セットにして交付します。

※上限目安：5セット／年（令和7年度は3セット）

【交付窓口】福祉まると相談室13か所で交付します。

※未開設の「第二・東」地区は、12月中旬の開設予定であり、それまでは東地区市民センターで交付いたします。

【交付方法】紙おむつ専用ごみ袋交付申請書（別添チラシの裏面）を交付窓口の福祉まると相談室へ提出してください。

※交付申請書は、交付窓口にも備え付けています。

3. 目的

紙おむつ専用ごみ袋の無料交付により、子育て世帯に「福祉まると相談室」へ来所してもらうきっかけをすることで、多くの子育て世帯との繋がりをつくり、困りごとをキャッチし必要な支援につなげていきます。

地域に身近な「福祉まると相談室」では、寄り添いながら子育ての孤立感、負担感の軽減に取り組めます。

4. その他

①ごみ収集について 紙おむつ専用ごみ袋は、松阪市が可燃ごみの日に、ごみ集積所から回収いたします。可燃ごみと同様に、各地域のごみ集積所にお出しください。なお、使用済み紙おむつは、一般の指定ごみ袋でも排出は可能です。

②福祉まると相談室について 福祉まると相談室は、地域の皆さんの身近な相談先として、日頃の暮らしの中で、悩んでいること、誰に相談したらよいかわからないことなど、健康と福祉に関する相談に応じます。職員は、福祉職、医療職、地域づくり支援職員の3職種がチームとなり、個別支援や地域課題に対応していきます。